

事業内容	産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 解体工事業
主要業務	主に神奈川県内の建設現場から発生する建設廃棄物を収集（自社運搬・持込）し、 自社中間処理施設へ運搬し、中間処理をした後、最終処分場へ運搬する。
具体的な計画	業務時間： 原則 毎週月曜日から土曜日までの8:00-17:00 休業日： 日曜日及び祝祭日、GW、夏休み、年末年始 等
廃棄物の取扱量	<p><収集運搬業></p> <p>建設混合廃棄物： 8,000.0m³/月 （取扱品目に石綿含有産業廃棄物および水銀使用製品産業廃棄物を含む。 特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含む）</p> <p><処分業></p> <p>廃プラスチック類： 595.0 t/月 紙くず： 164.0 t/月 木くず： 1,200.0 t/月 繊維くず： 0.9 t/月 金属くず： 98.0 t/月 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず： 600.0 t/月 がれき類： 520.0 t/月 （特別管理産業廃棄物を除く）</p>
環境保全措置	<p><収集運搬業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両は事前点検を行い、過積載になっていないことを確認する。 ・運搬に際しては、飛散等を防止するため、積載した産業廃棄物をシートで被覆する。 ・処理施設への搬入に際しては、騒音、振動、ほこりの発生防止に努める。 ・建設工事現場、解体工事現場からの収集運搬に際しては、現場からの泥砂等の持出防止に努める。 ・石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、廃棄物その他の物と混合する恐れのないように他の物と区分して、収集し運搬する。石綿含有産業廃棄物の運搬車および運搬容器は、廃棄物が飛散し、および流出するおそれのないもの（フレコンバッグ）を使用する。 ・水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、破碎しないように、かつ他の産業廃棄物と混合しないようにするため、緩衝材を用いたオーブンドラム缶に入れる。 <p><処分業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に対してシートがけや散水を行い、粉塵の飛散防止に努める。 ・場内から出発する車両に対して放水を行い、泥砂等の持出防止に努める。 ・屋内の処理施設は、作業中は扉を閉め、扉の開閉は受け入れ時のみとする。 ・周辺の壁、入り口ゲート、地面、その他建物について、1ヶ月に1回の定期点検を行い、破損等を確認できた場合は補修をする。また、天災等が発生した際はその都度検査を行う。 ・処理設備はサビ止めを塗装し腐食を防止している。 ・廃棄物は全て施設内にて保管・処理を行い外部への流出はしないようにする。また、保管するコンテナについて、1ヶ月に1回の定期点検を行い、破損があった場合は補修し廃棄物の流出防止に努める。 ・施設内は全てアスファルト、コンクリートで舗装し、地下浸透防止に努める。